

所得税法第 56 条の廃止を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

2015 年 月 日

【請願趣旨】

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第 56 条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。このことによって、社会保障や行政手続きなどの面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第 57 条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方によって納税者を差別するものです。2014 年 1 月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第 57 条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第 56 条は廃止すべきと、全国でおよそ 400 自治体が国に意見書を上げています。また、国連の女性差別撤廃委員からも「所得税法第 56 条は女性に不利益を与えるのではないか」と異議が出されました。世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は 56 条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだ実現していません。家族従業者の人権保障の基礎をつくるために早急に廃止してください。

【請願事項】

1、所得税法第 56 条を廃止すること

氏 名	住 所

全商連婦人部協議会

〒171-8575 東京都豊島区目白 2-36-13 電話 03-3987-4391 FAX 03-3988-0820

取扱団体